附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（略）	（略）	（略）	（略）
延岡河川国道事務所	延岡市	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		宮崎県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
	（略）	（略）	（略）
大隅河川国道事務所	鹿児島県肝属郡肝付町	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		鹿児島県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
		（略）	（略）
川内川河川事務所	薩摩川内市	（略）	（略）
		（削る）	（削る）
		（略）	（略）
鹿児島国道事務所	鹿児島市	（略）	（略）
		鹿児島県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
（略）			
九州技術事務所	久留米市	九州地方整備局の管轄区域	一～六　（略） 七　地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督
（略）			

（略）	（略）	（略）	（略）
延岡河川国道事務所	延岡市	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）
大隅河川国道事務所	鹿児島県肝属郡肝付町	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		（略）	（略）
川内川河川事務所	薩摩川内市	（略）	（略）
		川内川鶴田ダム	改良工事
		（略）	（略）
鹿児島国道事務所	鹿児島市	（略）	（略）
		（新設）	（新設）
（略）			
九州技術事務所	久留米市	九州地方整備局の管轄区域	一～六　（略） （新設）
（略）			